

2023年8月23日

お客様各位

二本松信用金庫

## 当座勘定規定の改定のお知らせ

平素は、二本松信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
さて、「ことら送金」の取扱い開始に伴い、当座勘定規定を一部改定させていただきますのでお知らせします。

なお、改訂日以前に当座勘定をご契約いただいているお客さまにも、改定後の規定が適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となる当座勘定規定

- (1) 当座勘定規定
- (2) 当座勘定規定(専用約束手形口用)

#### 2. 主な改訂内容

- (1) 当座勘定規定 (アンダーラインが変更箇所)

##### 第9条(支払の範囲)

- (1) 省略

(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。

(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

- (2) 当座勘定規定(専用約束手形口用) (アンダーラインが変更箇所)

##### 第10条(支払の範囲)

- (1) 省略

(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。

(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

#### 3. 改訂日

2023年8月23日(水)

以上